

軽自動車税額を改正します

●問合せ先 税務課市民税係 ☎72-2111 (内線124・125)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、4月1日から軽自動車税の税額を下表のとおり改正します。

○原動機付自転車および二輪車など

車 種 区 分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下または0.6kw超～0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下または0.8kw超～1.0kw以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

○四輪以上および三輪の軽自動車

①平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、④の旧税率から変更はありません。

※ただし、③に該当する場合があります

②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両は、⑤の新税率が適用されます。

③平成28年4月1日以後の賦課期日現在(毎年4月1日)で、最初の新規検査年月※から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、⑥の重課税率が適用されます。

※「最初の新規検査年月」とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です

車 種 区 分				税率(年税額)		
				④平成27年3月31日以前	⑤平成27年4月1日以後	⑥13年超
軽自動車	三 輪	乗用	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上	乗用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物	乗用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用			

○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が導入されます

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた(初めて車両番号の指定を受けた)軽自動車(三輪・四輪以上)で、一定の環境性能を有するものは、平成28年度分の軽自動車税の税率(年税額)が軽減されます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

対 象 車		内 容
電気自動車 天然ガス自動車(一定の排ガス性能を満たすもの)		税率(年税額) おおむね75%軽減 (例) 乗用自家用の軽四輪 2,700円
ガソリン車・ ハイブリット車	・乗用車 平成32年度燃費基準+20%以上達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%以上達成	税率(年税額) おおむね50%軽減 (例) 乗用自家用の軽四輪 5,400円
	・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%以上達成	税率(年税額) おおむね25%軽減 (例) 乗用自家用の軽四輪 8,100円